

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則 (教育財務課) 一

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例施行規則を廃止する規則 (同) 一

### 教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 (教育財務課) 二

## 規 則

号外 (十) 平成二十六年 三月二十日

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則 (昭和四十六年岐阜県規則第五百号)の一部を次のように改正する。

第二条中「者は」の下に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) 第三条第二項各号のいずれかに該当する者であつて」を加え、「二」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に免除の必要があると認める生徒

第六条中「の各号」を削り、同条に次の一号を加える。

五 第二条第四号に該当する場合にあつては、知事が必要と認める書類

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行し、改正後の岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日以後に岐阜県立高等学校の第一学年に入学する者から適用する。

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例施行規則を廃止する規則

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例施行規則（平成二十二年岐阜県規則第六十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二中「及び岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例（平成二十二年岐阜県条例第二十八号）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社